

# 公益社団法人 日本青年会議所

## 青年会議所会館管理・ 運営事業規則

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、定款第82条第1号に基づき、公益社団法人日本青年会議所青年会議所会館管理（以下「本事業」という）に関する基準を定め、処理の円滑化を図ることを目的とする。

(財源)

**第2条** 本事業は、次の各号に定める財源をもって構成する。

- (1) 諸会議会場収入
- (2) 委員会会場収入
- (3) その他の会場収入
- (4) 家賃収入
- (5) 一般会計繰入金収入
- (6) 修繕積立預金取崩収入
- (7) 減価償却積立預金取崩収入
- (8) 受取利息収入
- (9) その他の雑収入

(安全性の原則)

**第3条** 本事業の運営にあたっては、常に安全性を考慮して運営を行うものとし、投機的な運営を行ってはならない。

(支出の原則)

**第4条** 本事業は、次の各号に定めるものに限り、支出することができる。

- (1) 青年会議所会館の敷地及び建物並びに備品を維持管理、運営することを目的とした費用
- (2) 特定積立預金への支出
- (3) その他、前各号に付帯又は関連する事業

(総括責任者)

**第5条** 公益社団法人日本青年会議所会頭（以下「会頭」という）を、本事業の運営についての総括責任者とする。

(財務運営会議の職務)

**第6条** 財務運営会議（以下「運営会議」という）は本事業につき、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会頭の指示に従い、本事業の運営を行うこと。
- (2) 会頭から諮問を受けた事項につき、会頭に対し、答申を行うこと。
- (3) 前各号に定めるもののほか、本事業の処理等に関する一切の事項につき、会頭に対し、上申を

行うこと。

### 第2章 運営

(管理)

**第7条** 会頭は、本特別会計の管理につき、運営会議より答申又は上申を受けたときは、ただちにその答申又は上申に従い本特別会計を管理するものとする。

(支出)

**第8条** 会頭は、本特別会計の支出につき、運営会議より答申又は上申を受けたときは、理事会の承認を得たうえ、本特別会計から支出するとともに、その支出を総会に報告しなければならない。

### 第3章 会計

(名称)

**第9条** 本事業に関する名称を、公益社団法人日本青年会議所青年会議所会館運営とする。

(会計期間、運用期間)

**第10条** 本事業は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

2 本事業の運用期間は2会計年度以上に及ぶことを妨げない。

### 第4章 補則

(細則の制定)

**第11条** 理事会は、運営会議の意見に基づき、この規則を実施するため、細則を定めることができる。

(規則、規程の準用)

**第12条** 本事業の処理に関して、本規則に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所諸規則及び諸規程を準用する。

附則

この規則の変更規定は平成22年7月1日から施行する。

平成13年 7月20日 制定

平成15年10月25日 改正

平成16年10月23日 改正

平成20年10月10日 改正